豐橋市建設工事審查取扱基準

1 豊橋市建設工事審査会要綱第3条及び豊橋市建設工事審査会部会要綱第4 条に規定する適正な審査について、以下のとおり定める。

1) 指名対象業者について

次に掲げる要件を満たさない業者は、E格付期間の終了等により指名対象業者となった後においても、指名しない。

	項目	建設工事	委託業務
技術・監理能力度	完成高(工事: 直近の経営事項審査における年平 均完成工事高、委託: 入札参加資格審査申請事に おける直前2ヵ年間の平均実績高)	1 千万円以上	5 百万円以上
信用度	営業年数(申請時点)	3年以上	3年以上

2) 市内業者の取扱について (削除)

3) 準市内業者の取扱について

準市内業者の指名回数は、市内業者の平均的指名回数の40%以内とする。

4) 不誠実な行為、信用状態、安全管理の状況について

不誠実な行為のあった業者、或いは、信用状態及び安全管理の状況の悪化等の業者の情報については、豊橋市建設工事審査会及び豊橋市建設工事審査会部会(以下「各審査会」という。) に報告する。

5) 工事成績の取扱について

イ)一般競争入札について

各審査会は、次の表の左欄に掲げる工事成績評定点の工事等があった業者の当該工種の入札参加をそれぞれ同表の右欄に掲げる期間制限することができる。ただし、同一工種で2以上の工事等(同表の左欄に掲げる工事成績評定点のものに限る。以下同じ。)があった場合、それぞれの期間を加算して適用するものとする。

工事成績評定点	期間
60点以上65点未満	4月1日を始期とする3か月
60点未満	4月1日を始期とする6か月

口) 指名競争入札について

i) 工事成績評定点85点以上の工事等があった業者は、各審査会

の審査を経て、当該工種において20%以内の加算指名を行うことができる。

ただし、当該工種において当該業者の最低点が全業者の平均点を下回る場合及び工種を問わず65点未満の工事等があった場合は、この限りでない。

- ii) 前号の表の左欄に掲げる工事成績評定点の工事等があった業者は、各審査会の審査を経て、当該工種においてそれぞれ同表の右欄に掲げる期間指名を行わないこととすることができる。ただし、同一工種で2以上の工事等があった場合、それぞれの期間を加算して適用するものとする。
- ハ) 前2号の措置は、前年度の実績により行うものとする。
- 二) イ)及びロ)の措置を行うに当たって、当該期間内に豊橋市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間がある場合は、当該入札参加停止期間の末日の翌日を始期として適用する。
- 本) 3か年度連続して同一工種で工事成績評定点65点未満の工事等があった業者について、イ)及びロ)の措置を行う場合、期間はイ)に掲げる表の区分にかかわらず「4月1日を始期とする12か月」として適用する。
- 6) その他必要な事項は、各審査会に諮って定める。
- この基準は、平成19年4月1日から施行する。
- この基準は、平成20年1月1日から施行する。
- この基準は、平成20年3月17日から施行する。
- この基準は、平成21年4月1日から施行する。
- この基準は、平成22年4月1日から施行する。
- この基準は、平成23年4月1日から施行する。
- この基準は、平成24年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行し、同日以後に行われた公告その他の 契約の申込みの誘因により契約を締結した工事等について適用する。

この基準は、令和3年4月1日から施行する。

この基準は、令和6年4月1日から施行する。